

米海兵隊MV-22オスプレイ墜落事故及び胴体着陸事故に対する意見書

12月13日午後9時30分頃、米軍普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが名護市安部の海岸浅瀬に墜落し、乗務員2名が負傷する事故が発生した。また、翌日の米軍の記者会見で、13日午後11時45分頃、普天間飛行場において別のオスプレイが胴体着陸事故を起こしていたことが明らかになった。

今回の墜落事故現場周辺には、集落やリゾートホテルが立地しており、一步間違えれば地域住民や宿泊客に重大な危険を及ぼしかねず、県民や観光客に大きな不安と恐怖を与えたことは到底容認できるものではない。

オスプレイは、開発段階から墜落などの事故が相次ぎ、沖縄県内全ての自治体が反対する中、日米両政府が安全性を強調し強行に配備したものであり、懸念された重大事故が沖縄県内で同日に2件も発生したことは、オスプレイの危険性が改めて示されたものであり、県内だけでなく県外においても配備中止を求める声が高まっている。

さらに、今回の墜落事故現場について、「シュワブ沖」や「津堅島沖」という報道など情報が錯綜し、防衛省から事故現場が名護市安部海岸と確認できたのは翌日の午前2時22分で事故発生から約5時間後であった。こうした情報の錯綜や遅れは、行政機関を混乱させ、市民の安心・安全を脅かすものであり、事故発生時の通報体制に対し強い不信感を持たざるを得ない。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場からの航空機の飛行経路となっていて、1959年の宮森小学校ジェット戦闘機墜落死亡事故をはじめ、1961年の字川崎へのヘリコプター及びジェット戦闘機墜落死亡事故、復帰後も米軍機の墜落事故は後を絶たず、市民の不安と恐怖は極限に達している。

よって、本市議会は、市民の生命、財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 事故原因を徹底的に究明するとともに再発防止策を講じ、迅速に公表すること。
2. MV-22オスプレイを沖縄から全機撤収すること。
3. 米軍にかかわる事故等の情報が迅速に公表されるよう通報体制の確立を図ること。
4. 日米地位協定を抜本的に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長